

第2次
つがる市男女共同参画プラン
後期実施計画

＜ 令和4年度～令和8年度 ＞

【概 要 版】

令和4年3月
つ が る 市

I 計画の概要

1 計画策定の主旨

女性も男性もすべての個人が、互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は、社会の多様性と活力を高め、地域経済が力強く発展していく観点や、男女間の実質的な機会の平等を担保する観点から極めて重要であり、社会全体で取り組む重要課題となっています。

本市では、平成 28 年度に「第 2 次つがる市男女共同参画プラン」を策定し、さまざまな男女共同参画施策を推進してきました。

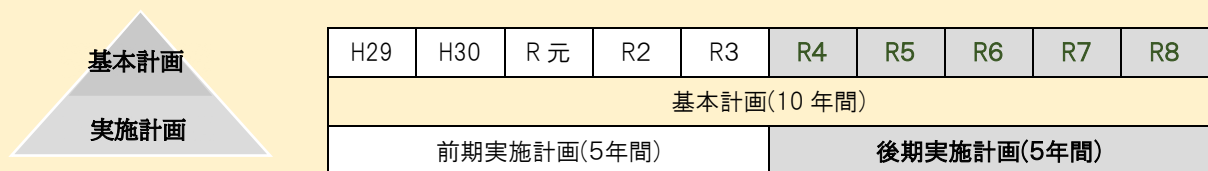
こうした中、「第 2 次つがる市男女共同参画プラン(前期実施計画)」が令和 3 年度で最終年度を迎えることから、これまでの取組状況を総合的に点検、評価するとともに、社会情勢や市民意識の変化等を踏まえ、推進すべき取組を実行性が高くなるようより具体的に示し、新たに「第 2 次つがる市男女共同参画プラン(後期実施計画)」を策定します。

2 計画の構成及び計画期間

本計画は、「基本計画」及び「実施計画」で構成しています。

「基本計画」は、平成 29 年度から令和 8 年度までの 10 年間です。

「実施計画」は、平成 29 年度から令和 3 年度までの「前期実施計画」が終了し、本計画は令和 4 年度から令和 8 年度までの 5 年間の「後期実施計画」となります。



3 つがる市が目指す男女共同参画社会の姿

本市が目指す男女共同参画社会の姿は、以下のとおりです。

- 性別にかかわらず、男女が自らの意思に基づいて、個性と能力を十分に発揮しているまち
- 男女の人権が尊重され、誰もが尊厳を持って安心して暮らしていくことができるまち
- 男女共同参画に対する理解が深まり、あらゆる分野、さまざまな場面で男女がお互いを理解し思いやることができるまち

4 施策体系

基本目標 1

男女が共に
活躍できる
まちづくり

重点目標 1

政策・方針決定過程における女性参画の推進

重点目標 2

女性が活躍できる職場環境づくり及び仕事と生活の調和

重点目標 3

農林水産業、自営の商工業等における女性の活躍推進

基本目標 2

誰もが
安全・安心して
暮らすことができる
まちづくり

重点目標 4

女性に対するあらゆる暴力の根絶

重点目標 5

困難を抱えた女性等が安心して暮らすことができる環境づくり

重点目標 6

生涯を通じた男女の健康支援

基本目標 3

男女共同参画社会
の実現に向けた
基盤づくり

重点目標 7

男女共同参画の視点に立った慣行等の見直しの促進

重点目標 8

教育、広報等を通じた男女共同参画への理解促進

重点目標 9

男女共同参画の視点に立った防災対策

Ⅱ 計画の内容

基本目標 1 男女が共に**活躍**できるまちづくり（女性活躍推進計画関係）

性別にかかわらず、男女が自らの意思によりその個性と能力を十分に発揮しつつ活躍できるまちづくりを目指します。特に、社会の構成員の半分以上を占めている女性が、政治、行政、経済、文化など、社会のあらゆる分野においてリーダーシップを発揮することができるよう、政策・方針決定過程における女性の参画を推進するとともに、男性中心型労働慣行等の見直しを促進し、職場、地域、家庭等あらゆる場面で男女が活躍できる環境づくりを推進します。

重点目標 1 政策・方針決定過程における女性参画の推進

審議会等委員や市役所組織の管理職、各種組織や団体、関係機関等の代表や役員への女性の積極的な登用を推進し、政策・方針決定過程に女性の意見を広く反映できる環境づくりを推進します。

推進施策 1-1 審議会等の委員の女性の参画拡大

行政における政策・方針決定過程に男女の意見を広く反映させるため、市が設置する審議会等の委員への女性登用を推進します。

【具体的な取組】

- 女性登用の推進
- 委員公募化の促進
- 女性登用推進のための指針の作成
- 女性議員が活動しやすい環境の整備

推進施策 1-2 市職員の管理職における女性職員の積極的登用

平成 28 年 4 月に策定した「つがる市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」に基づき、管理的地位への女性職員の登用を推進します。

【具体的な取組】

- 職場での幅広い業務経験の付与
- 係長、課長補佐級への積極的な女性職員の登用
- 女性活躍推進のための研修の実施

推進施策 1-3 地域団体等における女性の積極的登用の促進

地域で活動する団体等における役員等への女性の積極的な登用を促進します。

【具体的な取組】

- 地域団体等の役員への女性の登用促進

重点目標2 女性が活躍できる職場環境づくり及び仕事と生活の調和

長時間労働等を前提とした男性中心型労働慣行の見直しを促進し、女性が能力とリーダーシップを発揮しながら活躍でき、仕事と子育て・介護の二者択一に迫られることなく働き続けることができる職場環境づくりを推進します。

推進施策2-1 女性の人材育成と能力開発支援

女性があらゆる分野で希望に応じて個性と能力を発揮し活躍することの重要性について、女性自身の理解を促しつつ、人材育成と能力開発支援を行います。

【具体的な取組】

- 研修、会議への市民参加の促進
- 模擬議会の開催
- 国際交流事業の推進

推進施策2-2 女性が活躍できる雇用・職場環境づくりの促進

経営者・管理職等の意識改革をはじめ、企業における女性の活躍に向けた取組を推進し、男女が共に能力を発揮できる職場づくりを促進します。

【具体的な取組】

- 男女雇用機会均等法等関係法の周知
- 企業における男性管理職等の意識啓発
- 母性保護の徹底
- 各種ハラスメントの防止に向けた取組の推進

推進施策2-3 働き方改革と男性の家事、育児・介護への参画促進

長時間労働の是正や希望に応じた柔軟で多様な働き方を選択することができる制度の導入・利用促進を図り、職業生活と家庭生活の両立を支援する職場環境の整備と男性の家事、育児・介護等への積極的な参画を促進します。

【具体的な取組】

- 男性の育児・介護休業制度の取得促進
- 多様な働き方ができる就労環境の整備促進
- 男性の家庭・地域への参画を可能にする職場環境の改善

推進施策2-4 社会全体で子育て・介護を支援する環境づくり

ワーク・ライフ・バランスの調和の実現に向け、地域社会全体で子育て家庭や介護家族を支援する環境づくりを推進します。

【具体的な取組】

- 多様な保育サービスの充実
- 放課後児童健全育成事業
- 地域における子育て支援の充実
- 介護サービスの充実
- 認知症施策の充実

重点目標3 農林水産業、自営の商工業等における女性の活躍推進

本市の基幹産業である農林水産業や自営の商工業等において、農業委員会や農業協同組合、商工会等の組織における女性の参画拡大を図るとともに、家族経営協定の普及や6次産業化の推進における女性の活躍推進など、女性が男性と対等なパートナーとして参画し、活躍できる環境づくりを推進します。

推進施策3-1 従事する女性が活躍できる環境づくり

農林水産業や自営業に従事する女性が、経営や農林水産物の加工・販売等6次産業化の取組への積極的な参画、新規就農や起業など、活躍できる環境づくりを推進します。

【具体的な取組】

- 家族経営協定の取組の推進 ● 学習機会や情報提供
- 農業者年金の周知と女性の加入促進 ● 女性の新規就農者、起業者についての意識啓発

推進施策3-2 農林水産業、商工業分野で女性が活躍できる環境づくり

- 農業関係団体等における女性登用



基本目標 2 誰もが**安全・安心**して暮らすことができるまちづくり

男女がお互いを尊重し、理解し認め合い、支え合いながら、地域社会で安心して暮らしていくことができるまちづくりを目指します。そのためにも、重大な人権侵害である女性に対するあらゆる暴力の根絶を図るとともに、貧困や高齢、障害等により困難を抱えている女性等が安心して暮らすことができる環境の整備を推進します。また、男女の身体的性差を踏まえた健康支援を推進します。

重点目標 4 女性に対するあらゆる暴力の根絶

女性に対する暴力を根絶するため、暴力を生まないための予防教育をはじめとした暴力を容認しない社会環境づくりを推進します。また、関係機関と連携し、被害者が相談しやすい体制づくりを通じて被害の潜在化を防ぐとともに、被害者に対する効果的な支援の充実を図ります。

推進施策 4-1 暴力を許さない社会の形成に向けた取組の推進

配偶者等からの暴力（DV）など、女性に対するあらゆる暴力を許さない社会の形成と発生予防に向けた取組を推進します。

【具体的な取組】

- 女性に対する暴力等の防止に関する意識啓発
- 街路灯設置事業

推進施策 4-2 暴力による被害者等に対する支援の充実

国・県や関係機関と連携し、暴力による被害者等の安全確保と秘密保持に十分配慮しつつ、相談しやすい体制づくりに努めるとともに、状況に応じた適切な支援を図ります。

【具体的な取組】

- 相談支援体制の充実
- 相談窓口・方法等の周知
- 担当職員の資質向上
- 被害者支援における連携体制



重点目標5 困難を抱えた女性等が安心して暮らすことができる環境づくり

貧困や高齢、障害等により困難を抱えた女性等が安心して地域で生活できるよう、ひとり親家庭や高齢単身者、障害者、外国人等に対し、女性であることにより複合的な困難状況に置かれている場合があることに留意しつつ、男女共同参画の視点に立った必要な支援の充実を図ります。

推進施策5-1 ひとり親家庭等への支援

ひとり親家庭等の経済的自立と生活の安定を図るための支援を行うとともに、子どもの学習を支援し、次世代への貧困の連鎖を断ち切るための取組を推進します。

【具体的な取組】

- ひとり親家庭に対する支援の充実
- 貧困対策の推進

推進施策5-2 高齢者や障害者、外国人等への支援

高齢者や障害者、外国人等が女性であることによりさらに困難な状況に置かれる場合があることに留意しつつ、地域で安心して暮らしていくことができる環境づくりを推進します。

【具体的な取組】

- 高齢者が安心して暮らすことができる環境整備
- 障害者が安心して暮らすことができる環境整備
- 在住・滞在外国人女性が暮らしやすく、活動しやすくするための環境整備

重点目標6 生涯を通じた男女の健康支援

男女がお互いの身体的特徴や特有の疾病等を十分に理解し、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持ちながら暮らしていくことができる環境づくりを推進します。また、男女の身体的性差や健康課題の違いを踏まえ、生涯の各段階における健康支援の充実を図ります。

推進施策6-1 生涯を通じた女性の健康支援

妊娠・出産といった女性特有のライフイベントに関する健康支援を行うとともに、女性特有の疾病に対する正しい知識の普及と健康管理、早期発見・早期治療に向けた支援を推進します。

【具体的な取組】

- 健康教室の開催
- 健康相談の充実
- 各種健診の実施
- こころの相談の実施
- 妊娠・出産時の健康支援

推進施策6-2 男性の健康課題への対応

男性に特徴的な健康課題に対応するため、関係機関と連携した意識啓発や相談体制の整備に取り組めます。

【具体的な取組】

- メンタルヘルス等相談の促進
- 肥満、喫煙、飲酒対策等の取組の推進

推進施策6-3 性に関する適切な知識の普及・教育の推進

男女がお互いを尊重し、命の大切さや適切な性の知識を得るための教育等を行います。

【具体的な取組】

- 性教育の充実
- 児童生徒の相談事業

基本目標 3 男女共同参画社会の実現に向けた**基盤**づくり

男女共同参画に対する理解を深め、あらゆる分野、さまざまな場面で男女がお互いを理解し、思いやることができるまちを目指します。そのためにも、固定的な性別役割分担意識や、男女の能力や適性に対する固定的な見方、偏見の解消をはじめ、男女共同参画社会の実現に向けた意識を醸成し、理解を深めるとともに、それらに基づいた慣行等の見直しを促進します。

重点目標 7 男女共同参画の視点に立った慣行等の見直しの促進

家族形態の変化やライフスタイル、価値観の多様化を踏まえつつ、男女が社会生活を送るうえでの活動の選択に中立性を保つことができるよう、さまざまな場面において男女共同参画の視点に立った慣行等の見直しを促進します。

推進施策 7-1 男女共同参画への取組に対する評価の促進

男女共同参画への取組が社会的に評価される機運を醸成し、多様な主体が積極的に慣行等の見直しに取り組む地域社会づくりを推進します。

【具体的な取組】

- 男女共同参画に取り組む企業・団体等に対する評価
- 女性団体への活動支援

推進施策 7-2 家庭・地域における男女共同参画の促進

固定的な性別役割分担意識を解消し、男女が共に協力しながら家事や育児、地域活動等を行うことができるよう取組を推進します。

【具体的な取組】

- 家庭教育の支援
- 育児教室の開催
- 地域活動団体等への情報提供・啓発
- 学区地域リーダーの養成

推進施策 7-3 男女共同参画に関する情報収集・提供

男女共同参画に関する実態等を把握するための情報収集等を行い、広く提供することで、男女共同参画の推進に向けた取組を促進します。

【具体的な取組】

- 男女共同参画意識調査の実施
- 図書の整備・充実

重点目標8 教育、広報等を通じた男女共同参画への理解促進

学校教育や生涯学習、市広報等を通じて、男女共同参画社会の形成やその推進の意義、具体的な取組等についての理解促進を図り、さまざまな分野、場面における男女共同参画の視点に立った主体的な実践を促進します。また、男女共同参画の視点を踏まえた情報提供や表現の改善を推進します。

推進施策8-1 学校等における男女共同参画教育・学習の推進

学校等において、発達段階に応じ、男女共同参画の理解を深めるための教育を行うとともに、教育従事者の理解を促進します。

【具体的な取組】

- 性別にとらわれない進路指導
- 家庭科教育
- 中高生の職場体験
- 国際理解と国際交流
- 性に関する適切な知識の普及、教育〈新規〉
- 性的少数者への理解の促進〈新規〉

推進施策8-2 社会教育における男女共同参画の学習機会の充実

男女共同参画社会について学ぶことができる機会の充実を図るとともに、さまざまな体験・交流活動を通じて、男女共同参画の大切さを実感できる機会の充実を図ります。

【具体的な取組】

- 男女共同参画に関する講座の開催
- 地域における体験・学習を通じた活動等男女共同参画の理解促進

推進施策8-3 広報等を通じた男女共同参画の理解促進・意識啓発

さまざまな媒体や機会を通じて、男女共同参画社会についての理解を深めることができる取組を推進します。

【具体的な取組】

- 広報・市ホームページの活用
- パンフレット・情報誌の発行
- 講演会・セミナー等の開催
- 各種関連週間の周知



重点目標 9 男女共同参画の視点に立った防災対策

防災、復興の主体的な担い手として、女性が防災対策にかかる意思決定の場に参画し、リーダーとして活躍することを推進します。また、女性と男性では災害から受ける影響に違いが生じることに配慮し、男女共同参画の視点に立った避難所運営、被災者支援等を推進します。

推進施策 9-1 防災分野における女性参画の拡大

男女共同参画の視点に立った防災対策を実施するため、防災分野での固定的役割分担を見直し、女性参画の拡大を推進します。

【具体的な取組】

- 男女共同参画の視点による防災施策の推進
- 女性消防団員の加入促進

推進施策 9-2 災害時の男女共同参画の視点による対応

性別により災害時における必要な環境等が異なることに配慮し、男女共同参画の視点から災害対応に取り組みます。

【具体的な取組】

- 男女共同参画の視点に立った避難所運営等
- 災害対策本部への女性職員の配置



Ⅲ 数値目標

基本目標 1：男女が共に活躍できるまちづくり

指 標	現状値	中間値	目標値	根拠資料等
審議会等委員に占める女性の割合	19.9% (H28.4)	28.2% (R 3.4)	40% (R 8)	地域創生課調べ
市役所課長・所長・室長相当職に占める女性の割合	5.3% (H28.4)	5.5% (R 3.4)	20% (R 8)	地域創生課調べ つがる市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画
市内事業所における女性管理職の割合	29.8% (H28.10)	31.5% (R 3.9)	40% (R 8)	事業所アンケート調査
市内事業所の短時間勤務制度導入割合	17.8% (H28.10)	16.7% (R 3.9)	29% (R 8)	事業所アンケート調査
家族経営協定締結農家数	111 戸 (H29.1)	116 戸 (R 3.1)	120 戸 (R 8)	農業委員会事務局調べ

基本目標 2：誰もが安全・安心して暮らすことができるまちづくり

指 標	現状値	中間値	目標値	根拠資料等
男女間の暴力を経験したり、身近で見聞きしたときに、行政や民間の相談機関に相談した人の割合	3.1% (H28)	15.0% (R 3)	20% (R 8)	市民アンケート調査
子宮がん検診・乳がん検診受診率	子宮がん 53.7% 乳がん 31.7% (H26)	子宮がん 10.4% 乳がん 10.1% (R 2)	子宮がん 55% 乳がん 50% (R 8)	健康推進課調べ

基本目標３：男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

指 標	現状値	中間値	目標値	根拠資料等
社会通念・習慣・しきたりで男女が「平等」と感じている市民の割合	12.4% (H28)	10.4% (R 3)	20% (R 8)	市民アンケート調査
男女共同参画に関する蔵書数 〈新規〉	—	53 冊 (R 2.3)	80 冊 (R 8.3)	社会教育スポーツ課調べ
男女共同参画に関する蔵書貸出 件数 〈新規〉	—	24 件 (R 2.3)	40 件 (R 8.3)	社会教育スポーツ課調べ
男女共同参画に関する講座・ セミナー等への参加者数	29 人 (H 28)	22 人 (R 2)	35 人 (R 8)	地域創生課調べ
防災会議における女性の割合	0.0% (H28)	0.0% (R 3)	5.0% (R 8)	地域創生課調べ
消防団員における女性の割合	0.1% (H28)	0.5% (R 3)	1.0% (R 8)	地域創生課調べ





第2次つがる市男女共同参画プラン【後期実施計画】
〈令和4年度～令和8年度〉
概要版

令和4年3月
つがる市 総務部 地域創生課